

様式編

＜災害警戒・対策編＞

第1章 活動体制の確保

- F1-03-01 職員動員に関する様式
- F1-04-01 関市の報告等様式
- F1-04-02 県計画様式一覧表
- F1-04-03 市町村行政機能チェックリスト
- F1-06-01 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

第2章 二次災害防止及び人的危険回避

- F2-01-01 火災・災害等即報要領様式

第3章 応急復旧及び都市機能早期回復

- F3-08-01 捜索受付から火葬・埋葬までの各様式

第4章 被災者救援

- F4-01-01 応急医療救護に関する様式
- F4-02-01 炊き出し支援要請に関する様式
- F4-03-01 避難所運営のための様式
- F4-04-01 義援金品領収書の様式
- F4-04-02 調査表及びり災証明書様式
- F4-04-03 岐阜県災害救助法施行細則の規定による様式

(2) 非常配備体制別配備人員名簿

() 部門 () 部		平成 () 年 () 月現在 (/)			
単位：人	準 備 配 備	第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備	非 常 配 備
部 長					
(課名)	(課 員)	(課 員)	(課 員)	(課 員)	(課 員)
課長 ()	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)
(課名)	(課 員)	(課 員)	(課 員)	(課 員)	(課 員)
課長 ()	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)
(課名)	(課 員)	(課 員)	(課 員)	(課 員)	(課 員)
課長 ()	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)	(合計 人)

※ 部長欄下の空欄には、権限代行者名を記載する。

※ 課員の氏名は、最初の配備体制に記載する。

(3) 職員参集（ 予定 ・ 報告 ）表

（ ）部門

（ ）部 （ ／ ）	（ ）年（ ）月（ ）日（ ）時（ ）分作成 （ ）年（ ）月（ ）日（ ）時（ ）分発生
------------	--

発災後の時間	合計 (累計)	課	課	課	課
30分以内	人	人	人	人	人
0.5～1時間	()	()	()	()	()
1～2時間	()	()	()	()	()
2～3時間	()	()	()	()	()
3～4時間	()	()	()	()	()
4～5時間	()	()	()	()	()
5時間以上	()	()	()	()	()
時間以上	()	()	()	()	()

(注)1. 予定表、報告表のいずれかに○をつける。

2. 部門名、部名は、災害対策本部組織図を参照し記載する。

3. 予定表については、「勤務時間外動員用職員名簿」の「所要時間」欄記載に基づき記入する。

4. 地震以外の災害の場合の発生欄は、参集指令発令時を記載する。

5. （ ）内には、累計を記入する。

(1) 関市第1号様式 [災害概況速報]

災 害 概 況 速 報

災害名 (第 報)

※ 項目ごとに情報源を明記すること。
(住民通報、防災モニター情報、自主防災組織
通報、その他民間通報、消防・警察官通報、
その他機関通報及び現認)

※ 項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

報告日時	年 月 日 時 分
市 町 村	関 市
所 属 名	部 (課・所・事務所)
報告者名	(地域・地区支部)

災 害 の 概 況	災害種別	地震、水害、 火災、その他			発生日時	年 月 日 時 分				
	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等)									
被 害 状 況	死傷者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊 (流失)	棟	一部破損	棟
		重傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
		軽傷者	人						床下浸水	棟
	(火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・水道の状況等)									
	応 急 対 策 の 状 況	(応急措置、避難状況、自主防災会・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況)								

(2) 関市第2号様式 [要請情報]

要 請 情 報

災害名

(第 報)

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

要 請 日 時	年 月 日 時 分
主管部等名	部 (地域支部)
部 長 等 名	
担 当 者 名	(課) (地域・地区支部)

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他 ()
	内 容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入) ※ 別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数 量 ・ 回 数 ・ 又は人数	(種別、性別、品名別等に分けて記入)
	場 所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入)
	そ の 他 必要事項	(留意点、携行品など特記事項を記入)
要 請 に い た つ た 理 由	(措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況)	

(3) 関市第3号様式〔災害対策従事者名簿〕

災害対策従事者名簿

※報告先：各部等長
 ※提出先：本部連絡員室

災害名		出動日		月 日	所属 部課	部・事務所 (課)	報告者	氏名	No.	
No.	補職名	職員番号	氏名	従事時間		仮眠時間等	従事内容		備考	
1				時 分	から 時まで					
2				時 分	から 時まで					
3				時 分	から 時まで					
4				時 分	から 時まで					

(4) 関市第 4 号様式 [災害対策活動実施状況報告]

災害対策活動実施状況報告

※報告先：各部署長
※提出先：本部連絡員室

災害名		報告者		氏名	部（課）・事務所 （支部）	報告時刻	年 月 日 時 分 現在（中間） （最終）		No.	／
月 日	時 刻	災害対策の種類		実 施 状 況	今 後 の 対 策					

(注 1) 日時を追って適時記入し、状況に応じて整理すること。(ただし、時刻表示は、24 時制とする。)

(注 2) 「実施状況欄」には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資機（器）材、応援の状況等を具体的に記入すること。

(注 3) 「今後の対策欄」には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資機（器）材、応援を必要とする数量を記入すること。

避難の状況

F1-04-01⑤

(6) 関市 6 号様式 [避難所・救護所収容状況速報]

避難所・救護所収容状況

種別	名称	設置場所	開設日時	月 日 時			受信時刻	時 分
				報告機関	分現在	部 (課・事務所)		
				報告者名	(地域・地区支部)	受信者名		
避難 所				収容可能人数	現収容人数	実施期間	活動人員	その他参考事項
救 護 所								

- (注) 1 項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第 1 報」、「第 2 報」、「第 3 報」…として報告すること。
2 報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごとに別葉とすること。また、「月 日 時 分現在」は、報告機関が情報を収集した時点とする
こと。
3 ファックス、使送の場合は、適宜、位置図・被害状況図を添付すること。

(7) 関市第7号様式「輸送記録簿」

災害救助の手引 様式37

輸 送 記 録 簿

市町村名 関 市

輸送 月日	目 的	輸送区間 (距 離)	借 上 等			修 繕				燃料費 (円)	実支出額 (円)	考 備	
			使用車両等		金 額 (円)	故障車両等		修繕月日	修繕費 (円)				故障の 概 要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						

物 資 經 理 狀 況

[illegible]

(注)1. 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。

①避難所用 ②炊き出しその他による食品給与用

③給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材 ④被服・寝具等

⑤医薬品・衛生材料 ⑥被災者救出用機械器具・燃料 ⑦燃料及び消耗品

2. 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

〔県計画（一般対策計画 第3章災害応急対策）様式一覧表〕

様 式 名 称 等	章 節 項	様式番号
職員派遣要請書	3 - 2 (災害対策要員の確保)	1号
職員派遣あっせん要請書		2号
災害救助法による従事命令書		3号
災害救助法による従事命令の取消命令書		4号
災害救助法による従事協力命令書		5号
災害救助法による従事命令の変更命令書		6号
災害救助法による従事命令の取消命令書		7号
実費弁償請求書		8号
災害救助法による扶助金支給申請書		9号
災害対策基本法による損害補償費支払請求書		10号
従事者台帳		11号
災害派遣要請依頼書	3 - 4 (自衛隊災害派遣要請)	1号
災害派遣要請書		2号
自衛隊の撤収要請依頼書		3号
自衛隊の撤収要請書		4号
緊急通行車両確認証明書	3-6-1 (道路交通対策)	1号
標章		2号
災害概況即報	3-9 (災害情報等の収集・伝達)	1号
被害状況即報		2号

〔県計画（地震対策計画 第3章地震災害応急対策）様式一覧表〕

様 式 名 称 等	章 節 項	様式番号
災害派遣要請依頼書	3-3 (自衛隊災害派遣要請)	1号
災害派遣要請書		2号
自衛隊の撤収要請依頼書		3号
自衛隊の撤収要請書		4号
緊急通行車両確認証明書	3-5-1 (道路交通対策)	1号
標章		2号
災害概況即報	3-8 (災害情報等の収集・伝達)	1号
被害状況即報		2号

市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい□ いいえ□

①市町村長の安否は確認できたか

はい□ いいえ□

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか

はい□ いいえ□

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」という)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい□ いいえ□

④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等)

はい□ いいえ□

⑤特記事項

--

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

はい□ いいえ□

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい□ いいえ□

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

はい□ いいえ□

③特記事項

--

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

はい□ いいえ□

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

はい□ いいえ□

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい□ いいえ□

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい□ いいえ□

④特記事項

--

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

(1) 派遣要請依頼書

		第	号
		年	月 日
(岐阜県災害対策本部長名) 殿			
関市災害対策本部長			
関 市 長		印	
自衛隊の災害派遣要請依頼について			
自衛隊法第83条第1項の規定により、自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。			
記			
1. 災害の状況及び派遣要請の事由（以下は記入事例）			
(1) 災害の状況			
☐ 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、			
その他（ ）			
☐ 災害発生の日時 年 月 日 時 分			
☐ 場 所 岐阜県関市			
☐ 被害状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2. 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分			
至 年 月 日 時 分			
3. 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 派遣区域 岐阜県関市			
(2) 活動内容			
4. その他参考事項（以下は記入事例）			
(1) 派遣を希望する人員・器材 名 器材			
(2) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況			
(3) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況			
(4) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法			
(5) 気象の概況			

(2) 撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

(岐阜県災害対策本部長名) 殿

関市災害対策本部長

関 市 長

印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧) もおおむね終了しましたので、
下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

火 災 種 類	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出 火 場 所					
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 庄 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火 元 の 業 態・ 用 途			事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)		
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人	死 者 の 生 じ た 理 由	
	負傷者 重 症		人		
	中等症		人		
	軽 傷		人		
建 物 の 概 要	構造		建築面積		
	階層		延べ面積		
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
		半 焼 棟			
		部分焼 棟			
		ぼ や 棟			
り 災 世 帯 数			気 象 状 況		
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台	人	
	消 防 団		台	人	
	そ の 他				
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況					
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()						
発 生 場 所							
事 業 所 名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分				
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分				
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況					
物 質 の 区 分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()		物 質 名				
施 設 の 区 分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()						
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分					
事 故 の 概 要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)				
			重 症 人 (人)				
			中 等 症 人 (人)				
			軽 傷 人 (人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出 場 人 数	出 場 資 機 材		
			事 業 所	目 衛 防 災 組 織			
				共 同 防 災 組 織			
				そ の 他			
			消 防 本 部 (署)				
			消 防 団				
			海 上 保 安 庁				
			自 衛 隊				
そ の 他							
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人 ）
	計 人	{ 重 症 人（ 人 ） 中等症 人（ 人 ） 軽 傷 人（ 人 ）	
	不 明 人		
救助部隊の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計 人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

市町村名				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報告番号	災 害 名			田	流 失 ・ 埋 没	h a	
	第 報				冠	水	h a
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流 失 ・ 埋 没	h a	
					冠	水	h a
				そ の 他	文 教 施 設	箇所	
					病 院	箇所	
区 分					道 路	箇所	
被 害					橋 り よ う	箇所	
人的被害	死	者	人		河 川	箇所	
	行 方 不 明 者		人		港 湾	箇所	
	負 傷 者	重 傷	人		砂 防	箇所	
		軽 傷	人		清 掃 施 設	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			崖 く ず れ	箇所	
		世帯			鉄 道 不 通	箇所	
		人		被 害 船 舶 隻			
	半 壊	棟		水 道 戸			
		世帯		電 話 回 線			
		人		電 気 戸			
	一 部 破 損	棟		ガ ス 戸			
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯		り 災 世 帯 数	世帯		
		人		り 災 者 数	人		
	床 下 浸 水	棟		火 災 発 生	建 物 件		
		世帯			危 険 物 件		
		人			そ の 他 件		
	非 住 家	公 共 の 建 物	棟				
そ の 他		棟					

区分		被 害	市 本 町 部 村 の 災 害 置 対 状 策 況	名 称		
公 共 文 教 施 設	千 円			設 置		
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散		
公 共 土 木 施 設	千 円					
その 他 の 公 共 施 設		千 円	※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。			
小 計		千 円				
そ の 他	農 業 被 害	千 円	【住民避難の状況】 地区名			
	林 業 被 害	千 円	世帯数、人数			
	畜 産 被 害	千 円	種別（避難指示、避難勧告、避難準備情報、自主避難）			
	水 産 被 害	千 円	原因			
	商 工 被 害	千 円	発令時刻			
			解除時刻			
			避難場所 (詳細については避難勧告・指示状況報告書に記入)			
そ の 他	千 円		消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千 円		消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所					
	災害発生日時					
	災害の種類概況					
	応急対策の状況					
	119番通報件数					
	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況					
	・避難の勧告・指示の状況					
	・避難所の設置状況					
	・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況					
	・自衛隊の派遣要請、出動状況					
・ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等)						
・ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)						
・その他関連事項						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

(1) 行方不明者等受付簿

種別	1 行方不明者					2 身元不明の遺体		3 遺体引受人のない遺体		4 その他		受付番号	
氏名				性別		年齢	歳位	受付者氏名					
本籍										届出人			
現住所										(氏名)			
遺体の現場										(住所)			
(電話)													
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）													

種別	1 行方不明者					2 身元不明の遺体		3 遺体引受人のない遺体		4 その他		受付番号	
氏名				性別		年齢	歳位	受付者氏名					
本籍										届出人			
現住所										(氏名)			
遺体の現場										(住所)			
(電話)													
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）													

地域・地区支部

(2) 災害遺体調書

		番号						
搜索収容者	搜索収容班 第 班 代表者 氏 名					所 属		
遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他							
遺 体 発 見 日 時	年 月 日 時 分							
遺 体 発 見 場 所								
遺 体 の 身 元	本 籍							
	現住所							
	氏 名		身元不明 者の符号		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)						
	氏 名	(死者との続柄)						
	遺体の 引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺骨の 引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
見 分 日 (検視) 時	月 日 時 分		見 分 者 (検視)					
検 案 日 時	月 日 時 分		検案医師					
火葬許可証 交 付 日	年 月 日		遺体発見現場の概略図					
火 葬 日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

※ 写真は裏面にはりつけて下さい。

地域・地区支部

(3) 氏名札

関 市 災 害 遺 体	
第	号
氏 名	

(4) 災害遺体送付票

(送付番号)	
災 害 遺 体 送 付 票	
関市災害遺体 第 号	
(氏名	) を送付する
年 月 日	(市長)
(火葬場) 宛	

(5) 遺骨処理票

遺 骨 処 理 票

市町村名 関 市

遺骨処理番号		
死亡者	災害遺体番号	第 号
	氏 名	
	住 所	
	焼骨日時場所	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	年 月 日	年 月 日
遺留品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

地域・地区支部

(6) 遺留品処理票

市町村名 関 市

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	
死者	遺 体 番 号	
	氏 名	
	住 所	
備 考		
遺留品保管所		

地域・地区支部

(7) 遺体の搜索状況記録簿

遺体の捜索状況記録簿

市町村名 関 市

[illegible]

(注)1. 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

2. 借上費又は購入費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費又は購入費を「金額」欄に記入すること。

3. 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び修理箇所を記入すること。

地域・地区支部

(8) 遺体処理台帳

市町村名 関 市

処 理 年月日	遺 体 発見の 日時及 び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺 体 の一時 保存料(円)	検 案料(円)	実 支 出 額(円)	備 考
			氏 名	死亡者 との関係	品 名	数 量	金 額 (円)				
計	—	人	—	—	—						

地域・地区支部

(9) 埋葬台帳

市町村名 関 市

[illegible]

(注)1. 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。

2. 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにしておくこと。
3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

地域・地区支部

(1) 医療救護班診療記録

医 療 救 護 班 診 療 記 録

市町村名：関 市 NO. /

救 護 所 名	地域・地区支部	医師	班 長	
		氏名	班 員	
		担当職員名		部(課・事務所)

年 月 日	住 所	患者氏名	性 別	年 齢	傷病名	程 度	措置概要	備 考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計		人				・ ・		

- 1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
- 2 重症：入院1月以上を要する 中症：入院治療を要する 軽症：入院治療を要しない。
- 3 措置概要は、特に他病院等への「転送」の有無について、記載もれのないよう注意すること。

(2) 医療救護班医療衛生材料使用簿

医 療 救 護 班 医 療 衛 生 材 料 使 用 簿

市町村名：関 市 NO. /

救 護 所 名	地域・地区支部	医師	班 長	
		氏名	班 員	
		担当職員名		部(課・事務所)

医薬品衛生器材料品名	単位	単価	摘 要	受	払	残	備 考
小計・合計							

注1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。

2 摘要欄は、受入れ先及び払出先を記入する。

3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(3) 医療救護班の編成及び活動記録（集計報告）

医療救護班の編成及び活動記録（集計報告）

市町村名：関 市 NO. /

地域・地区支部

期 間	救護所名	診 療 患者数	死 体 検案数	班の編成	班長職氏名	備 考
小計・ 合 計						

注 1 地区ごとに作成する。

2 診療患者数は、延人員数を記入する。

3 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入する。

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(4) 医薬品衛生材料受払簿

医薬品衛生材料受払簿

市町村名：関 市 NO. /

品 名				単位 呼称		
年月日	摘 要 欄	受	払	残	取 扱 者	備 考 欄
小計・ 合 計						

注1 品目ごとに作成する

- 2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する
- 3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する
- 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(5) 病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

市町村名：関 市 NO. /

地 区	診 療 機関名	患者氏名	診療期間 (月日)	病 名	診療 区分		診療報酬 点 数		金 額 (円)	備 考
					入 院	通 院	入 院	通 院		
計				—						
機関		人								

注1 地区ごとに記入する。

2 診療所ごとに記入する。

3 「診療期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入する。

4 診療区分欄は、該当欄に○印を記入する。

(6) 助産台帳

助 産 台 帳

市町村名：関 市 NO. /

分 べ ん 者		分べん の日時	助産機関 の名称	分べん 期 間	金 額	連 絡 先
氏 名	住 所					
小計・ 合 計		人				

注1 「分べん期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式第1号

災害時における炊き出し支援の要請書

市町村長
(市町村災害対策本部長)

災害時における炊き出し支援に関する協定第2条の規定に基づき、(一社)岐阜県調理師連合会に下記のとおり支援を要請します。

記

避難所等の状況	施設名			避難者数	
	所在地				
	ライフライン		電気：有・無 ガス：プロパン・都市ガス・無 水道：有・無		
	調理器具等		ガス台（ ）・クッキングヒーター（ ）・鍋（ ） その他（ ）		
	食　材		有（ ） ・ 無		
要請事項		調理師の派遣・食材の調達・調理器具等の調達・その他（ ）			
期間		年　月　日（ ） から 年　月　日（ ）			
連絡窓口		所　属： 電話番号： E-mail：			
備考					

様式第2号

第 号
年 月 日

(一社) 岐阜県調理師連合会長 様

岐阜県知事
(岐阜県災害対策本部長)

災害時における炊き出し支援に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

避難所等の状況	施設名		避難者数	
	所在地			
	ライフライン	電気：有・無 ガス：プロパン・都市ガス・無 水道：有・無		
	調理器具等	ガス台（ ）・クッキングヒーター（ ）・鍋（ ） その他（ ）		
	食 材	有（ ） ・ 無		
要請事項	調理師の派遣・食材の調達・調理器具等の調達・その他（ ）			
期 日	年 月 日（ ） から 年 月 日（ ）			
連絡窓口	所 属： 氏 名： 電話番号： FAX 番号： E-mail：			
備 考				

F4-02-01 炊き出し支援要請に関する様式

様式第3号

年 月 日

支 援 結 果 報 告 書

岐阜県知事 様

(岐阜県災害対策本部長)

[岐阜県健康福祉部生活衛生課扱い]

(一社) 岐阜県調理師連合会長

災害時における炊き出し支援に関する協定第4条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

避難所等	月 日	派遣会員数	提供メニュー及び提供数

(報告者・問い合わせ先)

担当者	
電話番号	
F A X	
E-mail	

様式1 避難所開設チェックリスト(市担当者用)

項目	確認内容	チェック
1. 避難所に到着	・建物内に人がいる場合は、安全なスペースへ移動させる	☐
2. 施設全体の確認 ※2次被害を防ぐため、この項目内で問題点があれば、施設状況の確認を止め、別の避難所への誘導を行います。	・周辺施設が避難所施設に倒れ込む危険性はないか	☐
	・建物は傾いていないか	☐
	・建物にひび割れはないか	☐
	・壁の剥落はないか	☐
	・屋根の落下や破損はないか	☐
3. 施設内の確認	・天井の落下や亀裂はないか	☐
	・床に亀裂や散乱物はないか	☐
	・照明が落下や破損していないか	☐
	・窓ガラスが割れたり、ひびが入っていないか	☐
	・火事は発生していないか	☐
	・廊下は安全に通行できるか	☐
	・階段は安全に上り下りできるか	☐
	・非常階段は使用できるか	☐
4. ライフラインの確認	・トイレは使用可能か	☐
	・電気は使えるか	☐
	・水道は使えるか	☐
5. 通信機器の確認	・ガスは使えるか	☐
	・防災無線は使用できるか	☐
6. 受入れスペースの確保 及び避難者の振り分け	・電話、FAXは使用可能か	☐
	・救護室（スペース）は確保したか	☐
	・要援護者用の部屋（スペース）は確保したか	☐
	・本部室（スペース）は確保したか	☐
	・ペット同伴用の部屋は確保したか	☐
7. 避難所の開設	・居住地区毎の振り分けを行ったか	☐
8. 災害対策本部への報告	・避難者の受入れを開始する	☐
9. 住民への広報	・避難所開設を本部へ連絡したか	☐
10. 避難者の把握	・避難所開設の住民への周知を行ったか	☐
11. 避難者への説明	・世帯毎に避難者カードの配布、記入を依頼したか	☐
	・分かっている範囲での被害状況を伝えたか	☐
	・トイレ等の場所を伝えたか	☐
	・食料や毛布の配布について伝えたか	☐
12. 災害対策本部への報告	・避難者カードの記入の再依頼	☐
	・応援人員必要性の有無について	☐
	・物資の必要性の有無について	☐
その他気付いた点		☐

様式2 市町村長あて

避難者カード

避難所名		受付番号											
記入年月日		令和 年 月 日											
ふりがな	世帯代表者名		携帯電話番号 (なければ自宅)										
住民票の住所	岐阜県 市 町村												
自宅 種類	☐ 持家 ☐ 賃貸 ☐ その他 ()	家屋状況	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ ガス停止										
		居住可否	☐ 可 ☐ 不可										
車	車種: ナンバー: ペットの 色: 駐車場所: 同伴	☐ 有 (種類) ☐ 無 ※ペット台帳へも記入											
避難の状況 (複数回答可)	☐ 避難所 ☐ 在宅 ☐ 車中 ☐ 屋外テント (場所:) ☐ その他 ()												
家族 の 状 況	氏名	性別	年齢	配慮が必要な事項 (✓を記入したものは、下部に詳細を記入)									
				妊産婦	要介護	障がい					アレルギー	服薬	その他
						身体	精神	知的	発達	その他			
	世帯代表者	☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
✓を入れたものの 詳細記入欄													
避難所運営に協力できること (資格・特技)													
親族等からの 安否確認への回答		☐ 可 ☐ 不可		※必ず家族全員の同意を得たうえで✓を記入すること。また、DVの被害等により情報開示を希望しない場合は、必ず申し出をすること。									
退所時 記入欄	退所年月日	令和 年 月 日				連絡先							
	退所後住所	都道 市区 府県 町村											

※上記の記入事項について、避難所運営(食料・物資の提供と配慮事項への対応等)のための避難所運営委員会及び運営班への情報提供と、災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳の作成に利用をしますのでご了承下さい。

避難所開設報告書

1	発信 or 受信	
2	報告日時	年 月 日 時 分
3	報告手段	電話・FAX・メール・伝令・その他（ ）
4	送信者	
5	受信者	
6	避難所名	
7	避難種別	高齢者等避難・避難指示・自主避難
8	避難世帯数	世帯
9	避難者数	人
10	今後の避難者数の増減の見込み	増加傾向 ・ 減少傾向 ・ 変化なし
11	避難所状況	建物の状況
		安全 ・ 要注意 ・ 危険 ・ 未実施
		ライフライン
		停電 ・ 電話故障 ・ 断水 ・ ガス停止
		土砂崩れ
		あり ・ 兆候あり ・ なし
		道路状況
		通行可・片側通行可・渋滞・通行不可
12	特記事項（必要な物資、人命救助、応急危険度判定など）	

※この報告書は、避難所開設直後に報告します。

※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

避難所状況報告書〈第 報〉

避難所名：

日時： 年 月 日 時 分

送信者			受信者		
避難者に関する情報					
避難 世帯 数	避難所	世帯	避難 者 数	避難所	人
	屋外テント	世帯		屋外テント	人
	車中	世帯		車中	人
	在宅	世帯		在宅	人
	帰宅困難者	世帯		帰宅困難者	人
	その他()	世帯		その他()	人
	合 計	世帯		合 計	人
今後の避難者数の増減の見込み		増加傾向 ・ 減少傾向 ・ 変化なし			
今後の避難所の継続の見通し		継続予定 ・ 閉鎖予定（時期： ）			
避難 所 状 況	ライフライン	停電 ・ 電話故障 ・ 断水 ・ ガス停止			
	土砂崩れ	あり ・ 兆候あり ・ なし			
	道路状況	通行可 ・ 片側通行可 ・ 渋滞 ・ 通行不可			
特記事項（懸案事項、応援職員の必要性、避難者の様子など）					

※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

事務引継書

避難所名：

日時： 年 月 日 時 分

担当者名	前任者	後任者
業務内容		
業務における 注意点		
避難者の様子		
避難者からの 要望・苦情		
対応状況		
情報共有事項		
その他		

避難所業務日誌

避難所名		班（担当）名	
担当者名 ※応援職員の場合は派遣 元市町村名も記載	勤務時間／業務内容		
名前	年 月 日（ ） 時 分	～	年 月 日（ ） 時 分
※市町村名	【業務内容】		
名前	年 月 日（ ） 時 分	～	年 月 日（ ） 時 分
※市町村名	【業務内容】		
名前	年 月 日（ ） 時 分	～	年 月 日（ ） 時 分
※市町村名	【業務内容】		
名前	年 月 日（ ） 時 分	～	年 月 日（ ） 時 分
※市町村名	【業務内容】		
特記事項（要望、苦情、改善点など）			

食料依頼伝票 兼 処理表

No.

避難所用	発信日時	年 月 日 () 時 分			
	避難所	避難所名		担当者名	
		住所 〒		TEL FAX	
	依頼内容	避難者用食 その他食 (在宅避難者など) 合計食 うち食は 要援護者等に配慮 した食事とする			
その他の依頼食料					

↓

↓

↓

災害対策本部用	処理日時	年 月 日 () 時 分		担当者名	
	処理内容	避難者用食 その他食 (在宅避難者など) 合計食 うち食は 要援護者等に配慮 した食事とする			
		その他の依頼食料			
	発注業者				
	運送業者				
	避難所到着予定時刻				
年 月 日 () 時 分					

物資依頼伝票 兼 処理表

No.

避難所用	発信日時	年 月 日 () 時 分			→	受信日時	年 月 日 () 時 分		
	避難所名					担当者名			
	住所	〒				発注業者			
	TEL					運送業者			
	FAX					出荷可能 数量	個口 数量	備考 (箱サイズ等)	
	担当者名								
		依頼項目	数量	備考 (サイズ等)		災害 対策 本部 用			
	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
	⑦								
	⑧								
⑨									
⑩									
特記事項					特記事項				

食料・物資管理簿

項目	品 名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
食料											
調味料											
飲料水											
生活 用品											
衣料品											
その他											
担当者サイン											

※市の備蓄品、義援物資等によって適宜項目を追加・変更しつつ使用する。

※なお、本様式には日付、在庫数を記入し、担当者は在庫数を確認の上、サインするものとする。

ペット飼育者台帳

No.

避難所名

	飼育者 について	ペット の種類	ペット の名称	性別	体格	毛色	登録 日	退所 日	備考(ワクチン接 種の有無等)
①	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
②	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
③	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
④	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑤	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑥	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑦	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑧	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑨	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑩	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
特記事項（避難者からの苦情、トラブル、衛生環境など）									

避難所ボランティア受付簿

No.

避難所名
日時

	ボランティア について	年齢	性別	職業	過去のボランティア経験		備考
①	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
②	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
③	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
④	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
⑤	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
⑥	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
⑦	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
⑧	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
⑨	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
⑩	氏名		男・女		有・無	内容：	
	住所						
	TEL						
特記事項（避難者からの苦情、トラブル、活動中の事故など）							

取材者・訪問者への注意事項

- I. 当避難所の取材又は研究のための調査等で訪問を希望される方は、事前に当避難所の広報担当者までご連絡していただきますよう、お願いします。
- II. 避難所内では、バッジ、名札、ベスト等を着用し、身分を明らかにして下さい。
- III. 避難所内では担当者の指示に従って下さい。
- IV. 取材や見学が可能な（部屋）スペースは、原則〇〇のみです。それ以外の、居住スペースや物資倉庫等は、立ち入り禁止とします。
- V. 避難所内は非常にデリケートな空間です。そのため、勝手に避難者にインタビューしたり、避難所内を撮影するような行為は禁止とします。
- VI. オンエア日や記事掲載日等が決定しましたら、下記まで連絡願います。なお、取材・訪問等又は避難所の運営に関して、お問い合わせ等ございましたら、合わせて下記まで連絡願います。

〇〇避難所

住所 〒 ー

TEL

広報担当

避難所生活ルール

※内容はあくまで例示です。状況に応じ修正してください。

この避難所の共通ルールは以下のとおりです。

避難生活をされる方は守るよう心がけて下さい。

関市災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - ・ 委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うこととします。
 - ・ 委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - ・ 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - ・ 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止します。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - ・ 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
 - ・ 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - ・ 特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - ・ 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ・ ミルク・おむつなど特別な要望は、 室で対処します。
- 7 消灯は、夜 時です。
 - ・ 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - ・ 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜 時で終了します。
- 9 電話は、午前 時から夜 時まで、受信のみを行います。
 - ・ 放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - ・ 公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの清掃は、朝 時、午後 時、午後 時に、避難者が交替で行うことにします。
 - ・ 清掃時間は、放送を行います。
 - ・ 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
- 11 依頼事項について
 - ・ 公衆衛生のため、手洗い、うがい、消毒、マスク着用を励行して下さい。
- 12 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

※下線部は、任意に設定します。

※本ルールは、情報共有のため避難者の目の届くところに掲示します。

退 所 届

避難所名

退所年月日	年 月 日 ()	続柄	年齢	備考
世帯代表者名				
退所家族名				
入所継続家族				
退所後の 連絡先	住所	〒		
	T E L			
退所の理由 (仮設住宅の完成、ライフラインの復旧など)				
特記事項				

						J-	関連 J-		
情 報 資 料									
受信日時	令和 年 月 日（ ） 時 分								
情報発信組織	・自衛隊 ・岐阜県 ・美濃土木事務所 ・関警察署 ・中濃消防組合 ・消防団 ・支部要員 ・マスコミ（ ） ・その他 ・一般市民（地区名： ） （性別： 男 ・ 女 ）								
情報発信者氏名	部署名【 】 氏名 （ ） 電話 （ ）			情報受信者					
件名									
場 所									
事象 (該当に○)	人的被害	家屋被害	道路・水路	河川	土砂	ライフライン	交通機関	避難情報	その他
概要 (被災人数)	死 者 人	行方不明者 人	負傷者 人	軽傷者 人	重傷者 人	避難者 人	要救助者 人		
内 容									

事案に対応する責任者に○をつける

本部長	副本部長 (副市長)	副本部長 (教育長)	消防対策部門長 (消 防 長)	常備消防部長 (消防署長)	非常備消防部長 (消防団長)	市長公室長	協働推進部長	財務部長
会計管理者	議会局長	健康福祉部長	市民環境部長	教育局長	産業経済部長	基盤整備部長	参事	—

処置・指示・対応			
時刻	対応する課	処置・指示内容	処置対応報告 ☒
:			
:			
:			
:			

避難所物品受払簿

No.

避難所名		担当職員名	
品名		単位呼称	

受取日	摘要欄	受入数	払出数	残数	記入者	備考

- (注) 1 品目ごとに作成する。
2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

義援金品領収書		NO.				
(住所 氏名)						
殿						
金額 ￥						
<table><tr><td>※物資名又は梱包数</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			※物資名又は梱包数			
※物資名又は梱包数						
ただし、〇〇災害の義援金品として 上記のとおり受領いたしました。						
年 月 日						
関 市 災害対策本部長						
関 市 長						
		印				

F4-04-02 調査表及び被災証明書様式

(R7.3.31)

(1) 住家被害認定調査票（地震－木造・第1次A）

住家被害認定調査票		調査票番号				■判定した住家の範囲が分かるように記載	
地震木造・プレハブ第1次A							
調査日		令和 年 月 日		3 配置状況			
1 調査時		: ~ :					
調査員							
所在地							
世帯主							
2 住家		☐ 住家である(居住のために使用されている)					
4 応急危険度判定		(危険度判定)		■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記			
5 外観		☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断		いずれかに該当		☐ 判定へ(全壊)	
6 傾斜		測定箇所		① ② ③ ④ 平均値		6cm以上(下げ振り120cmの場合)	
		水平距離(cm)					
7 躯体		☐ 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)		損傷率75%以上		☐ 判定へ(全壊)	
8 基礎		損傷割合		0% ~10% ~20% ~40% ~60% ~74%			
		0 1 2 4 6 7					
9 壁		面積率		~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100%			
		無被害		0 0 0 0 0 0			
		程度Ⅰ		1 2 3 5 6 8			
		程度Ⅱ		2 4 8 11 15 19			
		程度Ⅲ		4 8 15 23 30 38			
		程度Ⅳ		6 11 23 34 45 56			
		程度Ⅴ		8 15 30 45 60 75			
10 屋根		面積率		~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100%			
		無被害		0 0 0 0 0 0			
		程度Ⅰ		0 0 1 1 1 2			
		程度Ⅱ		0 1 2 2 3 4			
		程度Ⅲ		1 2 3 5 6 8			
		程度Ⅳ		1 2 5 7 9 11			
		程度Ⅴ		2 3 6 9 12 15			
【損害割合算出表】		(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。					
		8基礎 +9壁 + 10屋根 = 計あ		6傾斜 + 10屋根 = 計い			
		傾斜無		傾斜有			
		1 5					
判定		損害割合		10%未満 10%以上 20%以上 30%以上 40%以上 50%以上			
		☐ 準半壊に至らない(一部損壊)		☐ 準半壊 ☐ 半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 全壊			

(2) 住家被害認定調査票（地震－木造・第1次B）

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B		調査票番号		配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	令和 年 月 日				
1 調査時	: ~ :				
調査員					
所在地					
世帯主					
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)				

4 応急危険度判定	(危険) (要注意) (調査) (不明)	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記
------------------	----------------------	---------------------------------

5 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ 基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに 該当	☐ 判定へ (全壊)

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上 (下げ振り120cm の場合)	☐ 判定へ (全壊)
	水平 距離 (cm)							

7 躯体	☐ 基礎の損傷率が75%以上である (損傷長/全長×100)	損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)

8 基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
-------------	------	-----	---	---	---	---	---

9 壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75
------------	------	-----	---	----	----	----	----

10 屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15
--------------	------	-----	---	---	---	---	----

(備考)

【損害割合算出表】

Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算)

☐ A「6傾斜」の平均値が2cm以上(6cm未満)である
☐ B「9壁」の損害割合が無被害又は8である

上記以外
(傾斜無を計算)

傾斜無	8基礎	+	9壁	+	10屋根	= 計
傾斜有	6傾斜	+	10屋根	= 計		
	1 5					

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

(3) 住家被害認定調査票（地震－木造・プレハブ第2次-1）

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-1		調査票 番 号	3 外観	□住家全部が倒壊又は 住家の一部の階が全部倒壊 □住家全部が流出又はずり落ち □地盤被害により基礎に著しい損傷 □地盤面の亀裂が住家直下を 縦断・横断		いずれかに 該当	□判定へ (全壊)
調査日 令和 年 月 日		1 調査時 : ~ :	4 傾斜 (cm)	①	平均値	□判定へ (全壊) 6cm以上 (下げ振り 120cmの場合)	
				②			
				③			
				④			
2 住家 □住家である(居住のために使用されている)							
5 基礎	損傷長 (m)	全長 (m)	損傷率= 損傷長÷全長× 100	損傷率 75%以上	□判定へ (全壊)		
6 柱(又は耐 力壁)	□柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上			損傷率 75%以上	□判定へ (全壊)		

該当しない場合は2頁「7」以降へ

【損害割合算出表】 (注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成 比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	(□傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮し た損害割合
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B※	C※	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	
9 外壁	10							
10 内壁	10							
11 床 (階段含)	10							
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1						
12 柱(又は耐 力壁)	15			11%以上で全壊				
13 屋根	15							
14 天井	5							
15 建具	15							
16 設備	10							
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。								15%
計		あ				い		う

「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合)は、「あ」、「い」又は「う」の中で最大の値を住家の損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない (一部損壊)	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

(5) 住家被害認定調査票（地震－木造・プレハブ第2次-3）

住家被害認定 調査票	調査票 番 号	
地震 木造・プレハブ 第2次-3		

8	面積率	床	主要階	その他階	計
			(1)	(2)	1.0
8	面積率	屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階								
9	外壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
10	内壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
11	床（階段含）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
12	柱（又は耐力壁）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
13	屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(3)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
14	天井	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		計×(1)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
15	建具	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
16	設備	浴室 (3%以内)	主要階・その他階	1%、配管のズレ等 2%、バスタブの割れ等 3%、再使用が不可能					その他 (左記以外の水回り、 ペランダ等 4%以内)	
		台所 (3%以内)	主要階・その他階	1%、配管のズレ等 2%、再使用は可能だが大きく破損 3%、再使用が不可能						

その他階							
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
本数(面積率)	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	C
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
主要階/その他階	損傷の状況			%		計	
						主要階	B
						その他階	C

(6) 住家被害認定調査票（地震－非木造第1次）

住家被害認定調査票		調査票番号		配置状況		■判定した住家の範囲が分かるように記載 						
地震非木造第1次												
調査日	令和 年 月 日											
1 調査時	: ~ :											
調査員												
所在地												
世帯主												
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)											
4 応急危険度判定 (危険・要注意・調査・不明) ■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記												
5 外観		☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊					該当					(全壊) 判定へ いずれかに該当
6 傾斜		測定箇所		①	②	③	④	平均値		7 傾斜確認 ☐ 傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 ☐ (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上		
		水平距離 (cm)										
8 柱・梁の確認		☐ ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合 9柱(又は梁)、11雑壁・仕上等、12設備等を調査					☐ イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合 10外壁、12設備等を調査					
9 柱(又は梁) (60%)		面積・本数率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計		
		無被害		0	0	0	0	0	0	※45%以上で全壊		
		I	1	1	2	4	5	6				
		II	2	3	6	9	12	15				
		III	3	6	12	18	24	30				
		IV	5	9	18	27	36	45				
V	6	12	24	36	48	60						
11 雑壁・仕上等 (25%)		面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計		
		無被害		0	0	0	0	0	0			
		I	0	1	1	2	2	3				
		II	1	1	3	4	5	6				
		III	1	3	5	8	10	13				
		IV	2	4	8	11	15	19				
V	3	5	10	15	20	25						
12 設備等 (15%)		設備		損傷の状況					損害割合	計		
		高架水槽・受水槽 外部階段 その他										

【損害割合算出表】

ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合

	6 傾斜	9 柱(又は梁)	11 雑壁・仕上等	12 設備等	計
傾斜無					あ
傾斜有	20				い

イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合

	6 傾斜	10 外壁	12 設備等	計
傾斜無				う
傾斜有	20			え

(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合、「あ」又は「う」を、2cm以上の場合、「い」又は「え」若しくは「う」又は「え」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

(7) 住家被害認定調査票（地震－非木造第2次-1）

住家被害認定調査票		調査票番号						
地震非木造第2次-1								
調査日	令和 年 月 日							
1 調査時	: ~ :							
調査員								
所在地								
世帯主								
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)							
7 構造の確認	☐ 鉄骨造の場合 柱(本数で判定) 柱が見えない場合 ↓ 耐力壁(ブレース数で判定) 耐力壁が見えない場合 ↓ 外部仕上げ(面積で判定)		☐ 鉄筋コンクリートの場合 ↓ ・ラーメン構造の場合 柱(本数で判定) ↓ ・壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)					
	面積率							
	無被害	0	0	0	0	0	0	計
	内部仕上・天井	I	0	0	0	1	1	1
	II	0	1	1	2	2	3	
	III	1	1	2	3	4	5	
	IV	1	2	3	5	6	8	
	V	1	2	4	6	8	10	
面積・本数率			0	0	0	0	0	計
11 柱(又は耐力壁)	無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
	I	1	1	2	3	4	5	
	II	1	3	5	8	10	13	
	III	3	5	10	15	20	25	
	IV	4	8	15	23	30	38	
	V	5	10	20	30	40	50	
枚数率			0	0	0	0	0	計
13 建具	無被害	0	0	0	0	0	0	5%
	I	0	0	0	0	0	1	
	II	0	0	1	1	1	1	
	III	0	1	1	2	2	3	
	IV	0	1	2	2	3	4	
	V	1	1	2	3	4	5	

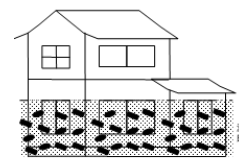
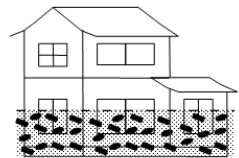
3 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊	いずれかに該当	□判定へ(全壊)										
4 傾斜	<table border="1"> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>平均値</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	①		②	③	④	平均値						
①	②	③		④	平均値								
5 傾斜確認	☐ 傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 ☐ (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上	いずれかに該当 該当しない場合は、2頁「6」以降へ											
8 外部仕上・雑壁・屋根	面積率	無被害	0	0	0	0	0	0	計				
10 床・梁	10%	無被害	0	0	0	0	0	0	床計				
		I	0	0	0	1	1	1					
		II	0	1	1	2	2	3					
		III	1	1	2	3	4	5					
		IV	1	2	3	5	6	8					
V	1	2	4	6	8	10	計						
12 設備等(住家内)	設備	浴室	1% 配管のズレ等	2% バスタブの割れ等	3% 再使用が不可能	損害割合	計						
14 設備等(住家外)	5%	台所	1% 配管のズレ等	2% 再使用は可能だが大きく破損	3% 再使用が不可能								
		その他											
		高架水槽・受水槽											
14 設備等(住家外)	5%	外部階段											
		その他											

【損害割合算出表】	4傾斜	8外部仕上・雑壁・屋根	9内部仕上・天井	10床・梁※大きい方	11柱(又は耐力壁)	12設備等(住家内)	13建具	14設備等(住家外)	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない (一部損壊)	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

(9) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ第1次A（外壁及び建具の破壊あり））

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次A（外壁及び建具の破壊あり）		調査票番号 年 月 日	■判定した住家の範囲が分かるように記載			
調査日 令和 年 月 日		3 配置状況				
1 調査時 : ~ :						
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家 ☐ 住家である（居住のために使用されている）						
4 外観 ☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没			いずれかに該当	☐ 判定へ（全壊）		
5 構造 ☐ 木造・プレハブである			該当しない項目がある 「5」～「7」すべてに該当	本調査票以外の適切な調査票を利用		
6 階高 ☐ 住家が戸建ての1～2階建てである						
7 外力 ☐ 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている（「外壁」及び「建具」のそれぞれ1箇所以上に損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が発生）						
8 浸水深						
	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐		
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐		
	床上0.5m以上 1m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	☐		
	床上0.5m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 20%以上	半壊	☐		
	床下浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない （一部損壊）	☐		
判定	損害割合	10%未満	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に 至らない （一部損壊）	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

(10) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－サンプル調査A（その1））

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査A （その1）		調査票 番 号	サンプル調査（戸建て1～2階建てで津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合）		
1	調査日	令和 年 月 日	2 住 家	☐ 区域内に住家がある（居住のために使用されている）	「2」～「4」に該当しない項目がある サンプル調査を行うには不相当であり、区域を見直す又は個別に調査を行う。
	調査時	: ~ :	3 構 造	☐ 2のうち、木造・プレハブの住家がある	
	調査員		4 階 高	☐ 3のうち、木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家がある	
	所在地		5 外 力	☐ 4の住家について津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている（「外壁」及び「建具」のそれぞれ1箇所以上に損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が発生）	「5」に該当しない サンプル調査Bを検討する
	世帯主				

「2」～「5」すべてに該当

6 区域図	
サンプル調査を行う区域の図面を添付。図面ではすべての住家の住棟の形と地形が明確であること サンプル調査を行った四隅の住家について、それぞれA,B,C,Dのマークを施し、「その2」の調査票で調査結果を記載すること。	

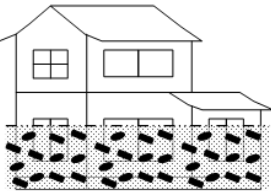
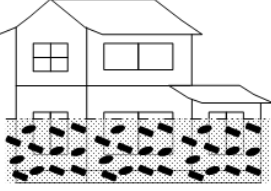
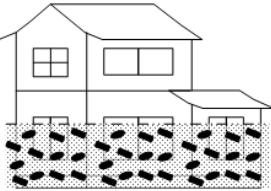
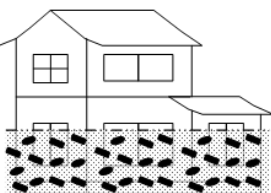
判定	区域内における木造・プレハブの戸建ての1～2階建てのすべての住家※	50%以上
		☐ 全壊

※区域内の木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家以外の住家については、別途個別に調査を行う。

(11) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－サンプル調査A（その2））

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査A （その2）	調査票 番 号		サンプル調査（戸建て1～2階建てで津波や河川の 氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建 具が破壊されている場合）

6	サンプル調査結果
----------	-----------------

A	 浸水深 床上1.8m	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
B	 浸水深 床上1.8m	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
C	 浸水深 床上1.8m	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
D	 浸水深 床上1.8m	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐

(12) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－第1次B（外壁及び建具の破壊なし））

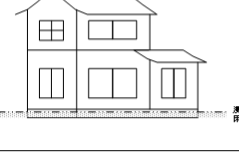
住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次B(外壁及び建具の破壊なし)		調査票番号 	3 配置状況			
調査日 令和 年 月 日						
1 調査時 : ~ :						
調査員						
所在地						
世帯主						

2	住 家	☐ 住家である(居住のために使用されている)				
4	外 観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没				
5	構 造	☐ 木造・プレハブである				
6	階 高	☐ 住家が戸建ての1～2階建てである				
7	外 力	☐ 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等によりが外壁及び建具が破壊されているとはいえない(「外壁」又は「建具」のいずれかに損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷が発生、又はいずれにも発生していない)				

いずれかに該当
 →
☐ 判定へ
 (全壊)

該当しない項目がある
 →
 本調査票以外の適切な調査票を利用

8 浸水深

	床上1.8m以上	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐
	床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	☐
	床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	☐
	床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	☐
	床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	☐

	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上
判定		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊

(13) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－サンプル調査B（その1））

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査B（その1）		調査票番号 	サンプル調査（戸建て1～2階建てで津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されていない場合）		
1	調査日	令和 年 月 日	2 住家	☐ 区域内に住家がある（居住のために使用されている）	「2」～「4」に該当しない項目がある サンプル調査を行うには不適当であり、区域を見直す又は個別に調査を行う。
	調査時	: ~ :	3 構造	☐ 2のうち、木造・プレハブの住家がある	
	調査員		4 階高	☐ 3のうち、木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家がある	
	所在地		5 外力	☐ 4の住家について津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されているとはいえない（「外壁」又は「建具」のいずれかに損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が発生、又はいずれにも発生していない）	
	世帯主				
			「5」に該当しない サンプル調査Aを検討する。		

「2」～「5」すべてに該当

6 区域図	
サンプル調査を行う区域の図面を添付。図面ではすべての住家の住棟の形と地形が明確であること サンプル調査を行った四隅の住家について、それぞれA,B,C,Dのマークを施し、「その2」の調査票で調査結果を記載すること。	

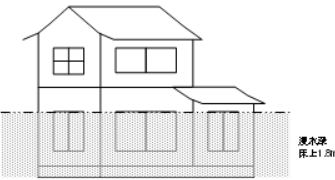
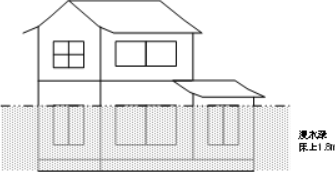
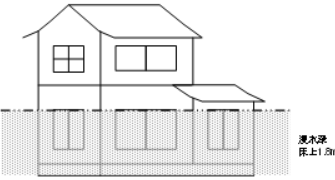
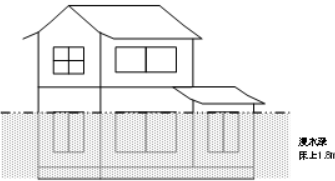
判定	区域内における木造・プレハブの戸建ての1～2階建てのすべての住家※	40%以上
		☐ 大規模半壊

※区域内の木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家以外の住家については、別途個別に調査を行う。

(14) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－サンプル調査B（その2））

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査B (その2)	調査票 番 号		サンプル調査（戸建て1～2階建てで津波や河川の 氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建 具が破壊されていない場合）

6 サンプル調査結果

A		床上1.8m以上の浸水	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
B		床上1.8m以上の浸水	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
C		床上1.8m以上の浸水	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
D		床上1.8m以上の浸水	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐

(15) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－第2次A-1）

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-1		調査票番号		■戸建て1～2階建てで津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合 ■戸建ての1～2階建てでない場合	
		判定した住家の範囲が分かるように記載			
調査日 令和 年 月 日		3 配置状況	1 調査時 : ~ :		
調査員			2 住家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)		
所在地					
世帯主					
4 外観			☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没		
5 傾斜			測定箇所 ① ② ③ ④ 平均値 水平距離 (cm)		
6 躯体		☐ 柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である			
7 基礎		外力等 損傷率 0% ~10% ~20% ~40% ~60% ~74% 計 被害割合 0 1 2 4 6 7 汚泥 被害割合 0 1 (口床下に汚泥が堆積している。)			
		いずれかに該当 ☐ 判定へ (全壊)			
		6cm以上 (下げ振り 120cmの場合) ☐ 判定へ (全壊)			
		損傷率 75%以上 ☐ 判定へ (全壊)			
		「8」以降へ			

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位		a	b	c	d	e	f	g	h
		構成比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	(□傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮し た損害割合
			主要階	その他階		主要階	その他階		
			B※	C※		b+c	b×1.25		
10	外壁	10							
11	内壁	10							
12	床 (階段含)	10							
7	基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13	柱(又は 耐力壁)	15			11%以上で全壊				
14	屋根	15							
15	天井	5							
16	建具	15							
17	設備	10							
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。					「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。				15%
計					あ	い			う

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
	□ 準半壊に至らない (一部損壊)	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊	

(16) 住家被害認定調査票 (水害-木造・プレハブ-第2次A-2)

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-2	調査票 番 号		主要階 ・ その他階
			()階平面図 ・ 屋根伏図

[illegible]

(17) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－第2次A-3）

住家被害認定 調査票	調査票 番 号	
水害 木造・プレハブ 第2次A-3		

9	面積率	床	主要階	その他階	計
			(1)	(2)	1.0
9	面積率	屋根	(3)	(4)	1.0

主要階								
10	外壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
11	内壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
12	床（階段含）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
13	柱（又は耐力壁）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
14	屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
15	天井	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4
16	建具	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11

その他階								
10	外壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
11	内壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
12	床（階段含）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
13	柱（又は耐力壁）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
14	屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
15	天井	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4
16	建具	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11

		階		損傷の状況				主要階/その他階		損傷の状況		%		計	
17	設備	浴室 (3%以内)	主要階・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. パスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能		その他 (左記以外 の水回り、 ベランダ等 4%以内)								主要階	B
	10%	台所 (3%以内)	主要階・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能										その他階	C

(18) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－第2次B-1）

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次B-1		調査票番号	戸建て1～2階建てで津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されていない場合							
			判定した住家の範囲が分かるように記載							
調査日	令和 年 月 日	3 配置状況	調査時 : ～ :							
調査員			調査員							
所在地			所在地							
世帯主			世帯主							
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)									
4 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没				いずれかに該当	☐ 判定へ (全壊)				
5 傾斜	測定箇所	①	②	③	④		平均値	6cm以上 (下げ振り 120cmの場合)		
6 躯体	☐ 柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である				損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)				
7 基礎	外力等	損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%	計	「8」以降へ
	汚泥	損傷割合	0	1	2	4	6	7		
0 1 (口床下に汚泥が堆積している。)										

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
 h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

		a	b	c	d	e	f	g	h
部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	(□傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮し た損害割合 あ>い→d あ≤い→g	
		主要階	その他階		主要階	その他階			
		B※	C※	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)		
10	外壁	10							
11	内壁	10							
12	床 (階段含)	10							
7	基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13	柱(又は 耐力壁)	15			11%以上で全壊				
14	屋根	15							
15	天井	5							
16	建具	15							
17	設備	10							
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。									
計				あ	「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」の中で最大の値を住家の損害割合とする。				15%
					い				う

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

(20) 住家被害認定調査票（水害－木造・プレハブ－第2次B-3）

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次B-3		調査票番号									
			主要階								
10	外壁	10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
			無被害	0	0	0	0	0	0	B	
			程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10					
11	内壁	10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
			無被害	0	0	0	0	0	0	B	
			程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10					
12	床（階段含）	10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
			無被害	0	0	0	0	0	0	B	
			程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10					
13	柱（又は耐力壁）	15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
			無被害	0	0	0	0	0	0	B	
			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(1)
			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15					
14	屋根	15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
			無被害	0	0	0	0	0	0	B	
			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(3)
			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15					
15	天井	5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
			無被害	0	0	0	0	0	0	B	
			程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
			程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		計×(1)
			程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		
			程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5					
16	建具	15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
			無被害	0	0	0	0	0	0	B	
			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(1)
			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15					
		階	損傷の状況								
17	設備	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能						その他（左記以外の水回り、ベランダ等4%以内）	
		台所（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能							
				主要階/その他階							
				損傷の状況							
				%							
				計							
				B							
				C							

(21) 住家被害認定調査票（水害－非木造－1）

住家被害認定調査票 水害 非木造-1		調査票 番 号	配置状況																																																											
調査日	令和 年 月 日	3	■判定した住家の範囲が分かるように記載																																																											
1 調査時	: ~ :																																																													
調査員																																																														
所在地																																																														
世帯主																																																														
2 住 家	☐ 住家である(居住のために使用されている)																																																													
4 外 観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊		☐ 判定へ(全壊)																																																											
5 傾 斜	<table border="1"><thead><tr><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>平均値</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		①	②	③	④	平均値						いずれかに該当																																																	
①	②	③	④	平均値																																																										
6 傾斜確認	☐ 傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 ☐ (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上4cm未満かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上		該当しない																																																											
7 構造の確認	☐ 鉄骨造の場合 柱(本数で判定) 柱が見えない場合 耐力壁(ブレース数で判定) 耐力壁が見えない場合 外部仕上げ(面積で判定) ☐ 鉄筋コンクリートの場合 ・ラーメン構造の場合 柱(本数で判定) ・壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)																																																													
「R」以降へ																																																														
9 外部仕上・雑壁・屋根	<table border="1"><thead><tr><th>面積率</th><th>～10%</th><th>～20%</th><th>～40%</th><th>～60%</th><th>～80%</th><th>～100%</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>I</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>II</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>III</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>IV</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td></tr><tr><td>V</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td></td></tr></tbody></table>						面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	無被害	0	0	0	0	0	0		I	0	0	0	1	1	1		II	0	1	1	2	2	3		III	1	1	2	3	4	5		IV	1	2	3	5	6	8		V	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計																																																							
無被害	0	0	0	0	0	0																																																								
I	0	0	0	1	1	1																																																								
II	0	1	1	2	2	3																																																								
III	1	1	2	3	4	5																																																								
IV	1	2	3	5	6	8																																																								
V	1	2	4	6	8	10																																																								
10 内部仕上・天井	<table border="1"><thead><tr><th>面積率</th><th>～10%</th><th>～20%</th><th>～40%</th><th>～60%</th><th>～80%</th><th>～100%</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>I</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>II</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>III</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>IV</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td></tr><tr><td>V</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td></td></tr></tbody></table>						面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	無被害	0	0	0	0	0	0		I	0	0	0	1	1	1		II	0	1	1	2	2	3		III	1	1	2	3	4	5		IV	1	2	3	5	6	8		V	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計																																																							
無被害	0	0	0	0	0	0																																																								
I	0	0	0	1	1	1																																																								
II	0	1	1	2	2	3																																																								
III	1	1	2	3	4	5																																																								
IV	1	2	3	5	6	8																																																								
V	1	2	4	6	8	10																																																								
11 床・梁	<table border="1"><thead><tr><th>面積率</th><th>～10%</th><th>～20%</th><th>～40%</th><th>～60%</th><th>～80%</th><th>～100%</th><th>床計</th></tr></thead><tbody><tr><td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>I</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>II</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>III</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>※8%以上で全壊</td></tr><tr><td>IV</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td></tr><tr><td>V</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td></td></tr></tbody></table>						面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計	無被害	0	0	0	0	0	0		I	0	0	0	1	1	1		II	0	1	1	2	2	3		III	1	1	2	3	4	5	※8%以上で全壊	IV	1	2	3	5	6	8		V	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計																																																							
無被害	0	0	0	0	0	0																																																								
I	0	0	0	1	1	1																																																								
II	0	1	1	2	2	3																																																								
III	1	1	2	3	4	5	※8%以上で全壊																																																							
IV	1	2	3	5	6	8																																																								
V	1	2	4	6	8	10																																																								
12 柱(又は耐力壁)	<table border="1"><thead><tr><th>面積・本数率</th><th>～10%</th><th>～20%</th><th>～40%</th><th>～60%</th><th>～80%</th><th>～100%</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>※38%以上で全壊</td></tr><tr><td>I</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>II</td><td>1</td><td>3</td><td>5</td><td>8</td><td>10</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>III</td><td>3</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td><td>20</td><td>25</td><td></td></tr><tr><td>IV</td><td>4</td><td>8</td><td>15</td><td>23</td><td>30</td><td>38</td><td></td></tr><tr><td>V</td><td>5</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>40</td><td>50</td><td></td></tr></tbody></table>						面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊	I	1	1	2	3	4	5		II	1	3	5	8	10	13		III	3	5	10	15	20	25		IV	4	8	15	23	30	38		V	5	10	20	30	40	50	
面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計																																																							
無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊																																																							
I	1	1	2	3	4	5																																																								
II	1	3	5	8	10	13																																																								
III	3	5	10	15	20	25																																																								
IV	4	8	15	23	30	38																																																								
V	5	10	20	30	40	50																																																								
13 設備	<table border="1"><thead><tr><th>設備等</th><th>1%</th><th>2%</th><th>3%</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>浴室</td><td>配管のズレ等</td><td>バスタブの割れ等</td><td>再使用が不可能</td><td></td></tr><tr><td>台所</td><td>配管のズレ等</td><td>再使用は可能だが大きく破損</td><td>再使用が不可能</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						設備等	1%	2%	3%	計	浴室	配管のズレ等	バスタブの割れ等	再使用が不可能		台所	配管のズレ等	再使用は可能だが大きく破損	再使用が不可能		その他																																								
設備等	1%	2%	3%	計																																																										
浴室	配管のズレ等	バスタブの割れ等	再使用が不可能																																																											
台所	配管のズレ等	再使用は可能だが大きく破損	再使用が不可能																																																											
その他																																																														
14 建具	<table border="1"><thead><tr><th>収容率</th><th>～10%</th><th>～20%</th><th>～40%</th><th>～60%</th><th>～80%</th><th>～100%</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>I</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>II</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>III</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>IV</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>V</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td></tr></tbody></table>						収容率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	無被害	0	0	0	0	0	0		I	0	0	0	0	0	1		II	0	0	1	1	1	1		III	0	1	1	2	2	3		IV	0	1	2	2	3	4		V	1	1	2	3	4	5	
収容率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計																																																							
無被害	0	0	0	0	0	0																																																								
I	0	0	0	0	0	1																																																								
II	0	0	1	1	1	1																																																								
III	0	1	1	2	2	3																																																								
IV	0	1	2	2	3	4																																																								
V	1	1	2	3	4	5																																																								
15 設備	<table border="1"><thead><tr><th>設備</th><th>高床水槽・受水槽</th><th>外部階段</th><th>その他</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>高床水槽・受水槽</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>外部階段</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						設備	高床水槽・受水槽	外部階段	その他	計	高床水槽・受水槽					外部階段					その他																																								
設備	高床水槽・受水槽	外部階段	その他	計																																																										
高床水槽・受水槽																																																														
外部階段																																																														
その他																																																														
【損害割合算出表】																																																														
傾斜無	5傾斜	9外部仕上・雑壁・屋根	10内部仕上・天井	11床・梁 ※大きい方	12柱 (又は耐力壁)	13設備等 (住家内)	14建具	15設備等 (住家外)	計																																																					
傾斜有	20								い																																																					
(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。																																																														
判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上																																																							
		□ 準半壊に至らない (一部損壊)	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊																																																							

(23) 住家被害認定調査票（風害－木造・プレハブ－1）

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ -1		調査票番号		配置状況		■判定した住家の範囲が分かるように記載		
調査日	令和 年 月 日			3	配置状況			
1 調査時	: ~ :							
調査員								
所在地								
世帯主								
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)							
4 外観	☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊					該当	☐ 判定へ (全壊)	
5 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値		6cm以上 (下げ振り120cm の場合)
6 屋根等	☐ 屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない					該当	☐ 判定へ (準半壊に至らない (一部損壊))	
7 躯体	☐ 基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上である					損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)	
8 基礎	損傷率	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%	「9」以降へ
	損害割合	0	1	2	4	6	7	

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。

h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	a	b	c	d	e	f	g	h
		階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	(□傾斜が2cm 以上) 傾斜を考慮し た損害割合	
		主要階	その他階		主要階	その他階			
		B※	C※		b+c	b×1.25			c×0.5
11 外壁	10								
12 内壁	10								
13 床 (階敷含)	10								
8 基礎	10	「8.基礎」の損害割合 →							
14 柱(又は 耐力壁)	15				11%以上で全壊				
15 屋根	15								
16 天井	5								
17 建具	15								
18 設備	10								

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

計	あ	「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」の中で最大の値を住家の損害割合とする。	い	15%
---	---	---	---	-----

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

(25) 住家被害認定調査票（風害－木造・プレハブ－3）

住家被害認定 調査票 風害 木造・プレハブ -3	調査票 番号	
--	-----------	--

			主要階	その他階	計
10	面積率	床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階							
11	外壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
14	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3) B
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
16	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
17	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
18	設備 10%	浴室 (3%以内)	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．バスタブの割れ等 3%．再使用が不可能					その他 (左記以外の水回り、ベランダ等4%以内)
		台所 (3%以内)	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．再使用は可能だが大きく破損 3%．再使用が不可能					

その他階							
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
本数(面積率)	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4) C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
主要階/その他階							計
損傷の状況				%		主要階	B
							C
						その他階	

(26) 住家被害認定調査票（風害-非木造-1）

住家被害認定調査票 風害 非木造-1		調査票番号				
調査日 令和 年 月 日		配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載			
1 調査時	: ~ :					
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)					
4 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊		該当 → ☐ 判定へ (全壊)			
5 傾斜	①	②	③	④	平均値	4cm以上 (下げ振り120cmの場合) → 2cm以上4cm未満(下げ振り120cmの場合) 又は外観に外力による 損傷あり
6 外部仕上等の損傷	☐ 外部仕上げ等に脱落・破損等の損傷が生じ、住家内への浸水の恐れがある。		該当なし → ☐ 判定へ (一部損壊10%未満)			
7 構造の確認	☐ 鉄骨造の場合 柱(本数で判定) ↓ 柱が見えない場合 耐力壁(ブレース数で判定) ↓ 耐力壁が見えない場合 外部仕上げ(面積で判定)		☐ 鉄筋コンクリートの場合 → ラーメン構造の場合 柱(本数で判定) → 壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)			

「8」以降へ

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
9 外部仕上・雑壁・屋根	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
V	1	2	4	6	8	10	
10%							
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床・梁
11 床・梁	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
V	1	2	4	6	8	10	
10%							
枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
14 建具	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	0	0	1	
II	0	0	1	1	1	1	
III	0	1	1	2	2	3	
IV	0	1	2	2	3	4	
V	1	1	2	3	4	5	
5%							

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10 内部仕上・天井	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
V	1	2	4	6	8	10	
10%							
面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
12 柱(又は耐力壁)	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
I	1	1	2	3	4	5	
II	1	3	5	8	10	13	
III	3	5	10	15	20	25	
IV	4	8	15	23	30	38	
V	5	10	20	30	40	50	
50%							
設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	計
13 設備等(住家内)	浴室 1% 配管のズレ等	2% バスタブの割れ等	3% 再使用が不可能				
10%	1% 配管のズレ等	2% 再使用は可能だが大きく破損	3% 再使用が不可能				
その他 4%							
設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	計
15 設備等(住家外)	高架水槽・受水槽						
5%	外部階段						
その他							

【損害割合算出表】	5傾斜	9外部仕上・雑壁・屋根	10内部仕上・天井	11床・梁 ※大きい方	12柱 (又は耐力壁)	13設備等 (住家内)	14建具	15設備等 (住家外)	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

(27) 住家被害認定調査票（風害-非木造-2）

住家被害認定 調査票	調査票 番 号		
8			

(28) 住家被害認定調査票（地盤被害ー木造・プレハブ第1次）

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第1次		調査票番号			配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	令和	年	月	日		
1 調査時	:	~	:			
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)					

4 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当	☐ 判定へ(全壊)
5 地盤	☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	☐ 判定へ(全壊)
	☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 40%以上 50%未満	☐ 判定へ(大規模半壊)
	☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 20%以上 30%未満	☐ 判定へ(半壊)

不同沈下がある場合の傾斜の判定

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
	水平距離 (cm)					

7 不同沈下のある傾斜	☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	☐ 判定へ(全壊)
	☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 40%以上 50%未満	☐ 判定へ(大規模半壊)
	☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 20%以上 30%未満	☐ 判定へ(半壊)

(備考)

【判定表】 (注)地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%以上30%未満	40%以上	50%以上	判定に至らない
		☐ 半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	☐ 水害等通常の被害認定調査へ

(29) 住家被害認定調査票（地盤被害—木造・プレハブ第2次）

住家被害認定調査票		調査票番号	
地盤被害による被害 木造・プレハブ 第2次			
1	調査日	令和 年 月 日	
1	調査時	: ~ :	
	調査員		
	所在地		
	世帯主		
2	住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)	

3	外観	判定	
	☐ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 住家全部が流出又はずり落ち ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	☐ 判定へ(全壊)	

4	傾斜	水平距離(c m)	①	②	③	④	平均値	判定	
	傾斜	①						6cm以上(下げ振り120cmの場合)	☐ 判定へ(全壊)
		②							
		③							
		④							

6cm未満(下げ振り120cmの場合)

5	地盤	被害割合	判定
	☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	50%以上	☐ 判定へ(全壊)
	☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
	☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
	☐ 基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある		【計算方法早見表】へ

不同沈下がある場合の傾斜の判定(傾斜は「4」の値を利用)

6	不同沈下のある傾斜	被害割合	判定
	☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	50%以上	☐ 判定へ(全壊)
	☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
	☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
	☐ 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ

【計算方法早見表】

		地盤(潜り込み)		
		床上以上	基礎の天端下25cm以上	基礎の天端下25cm未満
傾斜	(下げ振り120cmの場合)			
	2cm以上6cm未満	【被害割合算出表】①へ	【被害割合算出表】④へ	【被害割合算出表】⑦へ
	1.2cm以上2cm未満	【被害割合算出表】②へ	【被害割合算出表】⑤へ	【被害割合算出表】⑧へ
	1.2cm未満	【被害割合算出表】③へ	【被害割合算出表】⑥へ	通常の【被害割合算出表】へ

【被害割合算出表】

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1階の床面積(カ)									
住家の延べ床面積(キ)									
カ/キ									
1階の床面積割合(ク)									
		ク×20	ク×20	ク×30			ク×10		
9	外壁	10							
13	内壁	10							
15	床(階段含)	10	不同沈下がある場合	10	不同沈下がある場合	10	不同沈下がある場合	10	
5	基礎	10	35	10	10	35	10	10	35
11	柱(又は耐力壁)	15	不同沈下がない場合	25	11%以上で全壊	11%以上で全壊	25	11%以上で全壊	25
10	屋根	15							
12	天井	5							
14	建具	15							
16	設備	10							
計									

判定	被害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

(30) 住家被害認定調査票（地盤被害－非木造第1次）

住家被害認定調査票		調査票番号		3 配置状況 ■判定した住家の範囲が分かるように記載		
地盤被害による被害 非木造 第1次						
調査日	令和 年 月 日					
1 調査時	: ~ :					
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)					
4 外観	☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊				該当 → ☐ 判定へ (全壊)	
5 地盤	☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み				損害割合 50%以上 → ☐ 判定へ (全壊)	
	☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み				損害割合 40%以上 50%未満 → ☐ 判定へ (大規模半壊)	
	☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み				損害割合 20%以上 30%未満 → ☐ 判定へ (半壊)	
不同沈下がある場合の傾斜の判定						
6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
	水平距離 (cm)					
7 不同沈下のある傾斜	☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)				損害割合 50%以上 → ☐ 判定へ (全壊)	
	☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)				損害割合 40%以上 50%未満 → ☐ 判定へ (大規模半壊)	
	☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)				損害割合 20%以上 30%未満 → ☐ 判定へ (半壊)	

(備考)

【判定表】 (注) 地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%以上30%未満	40%以上	50%以上	判定に至らない
		☐ 半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	☐ 水害等通常の被害認定調査へ

(31) 住家被害認定調査票（地盤被害－非木造第2次）

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 非木造第2次		調査票番号	
1	調査日	令和 年 月 日	
1	調査時	: ~ :	
	調査員		
	所在地		
	世帯主		
2	住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)	

3	外観	判定
	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊	☐ 判定へ(全壊)

4	傾斜	水平距離(c m)	①	平均値	傾斜に 該当 6cm以上 (下げ振り 120cmの	判定	
			②				
			③				
			④				

5	地盤	□ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	判定
		□ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
		□ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
		□ 基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある		【計算方法早見表】へ

不同沈下がある場合の傾斜の判定(傾斜は「4」の値を利用)

6	不同沈下のある傾斜	□ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	判定
		□ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
		□ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
		□ 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ

【計算方法早見表】

地盤(潜り込み)				
(下げ振り120cmの場合)	床上まで	基礎の天端下25cmまで	基礎の天端下25cm未満	
傾斜	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1階の床面積(力)									
1棟の延べ床面積(キ)									
力/キ 1階の床面積割合(ク)									
		ク×20	ク×20	ク×30			ク×10		
8	外部仕上・雑壁・屋根	10							
9	内部仕上・天井	10							
10	床・梁	10	10		10			10	
11	柱(又は耐力壁)	50	算出した 損傷割合 に+10 (最大50) ※算出した損傷割合 が38%以上で全壊	算出した 損傷割合 に+10 (最大50) ※算出した損傷割合 が38%以上で全壊	算出した 損傷割合 に+10 (最大50) ※算出した損傷割合 が38%以上で全壊	算出した 損傷割合 に+10 (最大50) ※算出した損傷割合 が38%以上で全壊	算出した 損傷割合 に+10 (最大50) ※算出した損傷割合 が38%以上で全壊	算出した 損傷割合 に+10 (最大50) ※算出した損傷割合 が38%以上で全壊	算出した 損傷割合 に+10 (最大50) ※算出した損傷割合 が38%以上で全壊
12	設備等(住家内)	10							
13	建具	5							
14	設備等(住家外)	5							
計									

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない (一部損壊)	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

り 災 者 台 帳 (表 面)

り 災 区 分		番 号								
り 災 者 (世帯主)	住 所		氏 名	続柄	性別	年齢	職業	学校 (学年)	摘要	
	氏 名									
	職 業									
災害の原因										
り 災 年 月 日										
り 災 場 所										
り 災 状 況	住 宅									
	その他の家屋									
	家 財									
	生 命		備 考							
	そ の 他									

- (注) 1. 本台帳の大きさは、A4とする。
2. り 災 者 住 所、職業、氏名欄の氏名は、世帯主名を記載する。
3. 負傷者等については、それぞれの氏名欄の摘要に記載する。

り 災 者 台 帳 (裏 面)

月 日	援 護 状 況 等

- (注) 援護状況等欄には、救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅、医療救助等救助内容を記載し、できれば義援金品の内容も明記すること。

罹災証明書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員		氏 名	続柄	年齢
		被災状況等	罹災の原因	
被災住家の所在地				
住家の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)			
浸水区分				

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

関市長

り 災 証 明 書 (裏 面)

月 日	援 護 状 況 等	認印
1. 救助用物資の受領に当たっては、本証明書の提示をしないと支給されません。 2. 物資等を受領したときは「援護状況等」の記載を確認して下さい。		

(注) 「援護状況等」欄はできるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

(2) り災証明書 (旅行者用)

災害救助の手引 様式4-2

第 号	
り 災 者 旅 行 証 明 書	
住 所	
職 業 、 氏 名 、 年 齢	才
家 族 数	大人 名 小人 名 計 名
乗 車 年 月 日	年 月 日
乗 車 区 間	線 駅 から 駅 まで
そ の 他	
上記の者は、災害によるり災者で旅行（避難）する者であることを証明する。 年 月 日 関市長	
印	

- (注) 1. 本証明書の大きさはA4とする。
 2. 発行に当たっては、り災者台帳にその旨記載、契印すること。

〒
様

第 号

り 災 証 明 書

住所				
世帯の構成	氏 名	続 柄	生年月日	被 害
		世帯主	年 月 日	
災害名				
年 月 日 時 分				
被害の状況		備考		

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

関市長

印

〒
様

第 号

被災住家等証明書

所有者住所	
所有者氏名	
物件所在地	
家屋番号	
建物用途	
災害名	年 月 日 時 分
被害の状況	備考

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

関市長

印

(5) り災証明書交付簿

り 災 証 明 書 交 付 簿

年 月 日 り災分

番号	住 所	氏 名	提 出 先	枚数	摘 要

※ 「摘要」欄には、証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。

第1号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 殿

市 町 村 長^①

災害状況報告書

次のとおり報告します。

- 年 月 日 時 分から
- 1 災害発生の日時
- 年 月 日 時 分まで
- 2 災害発生の場所
- 3 原因及び被害の模様
- 4 応急救助対策及びすでに採った措置
- 5 その他

第2号様式(第2条関係)

住家等一般被害状況等報告書

住家等一般被害状況報告			概況 中間 確定		市町村			
災 害 の 種 類					災 害 発 生 時		年 月 日 時	
災 害 発 生 場 所								
報 告 の 時 限			月 日 時現在		受 信 時 刻		月 日 時 分	
発 信 機 関					受 信 機 関			
発 信 者					受 信 者			
人的被害	死者		ア	行方不明	イ	負傷		
						重傷	ウ	軽傷
	人			人		人		人
区 分			棟数 ^①		世帯数 ^②		人員 ^③	
住 家 の 被 害	全 壊 (焼)		オ	() 棟		世帯		人
	流 失		カ	()				
	半 壊 (焼)		キ	()				
	床 上 浸 水		ク	()				
	床 下 浸 水		ケ	()				
	小 計		コ	()				
	一 部 破 損		サ	()				
	合 計		シ	()				
非住家の被害	倉庫、土倉、 車庫、納屋等		ス					
	官公署庁舎、 学校、病院等		セ					

避難の指示、勧告の状況														
種別 人員等 月日時	知事		市町村長		水防管理者		警察官		自衛官		計		摘要	
	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員		
月 日 時 分		人		人		人		人		人		人		
月 日 時 分														
月 日 時 分														
月 日 時 分														
計														
主な 被害地区 (市町村)	市町村名	全壊（焼）		流失		半壊（焼）		床上浸水		床下浸水		一部破損		非住家
		棟		棟		棟		棟		棟		棟		棟
		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		
		棟		棟		棟		棟		棟		棟		棟
		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		

備考 （ ）内には、公営住宅の被害棟数を内書として記入すること。

第3号様式(第4条関係)

(その1)

保 管	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

災害救助法第9条の規定により、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

岐阜県知事 氏名



保管物資		保管場所	保管期間
種類	数量		

(教示)

- 1 この処分に不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消の訴えは、審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

.....切.....取.....線.....

年 月 日

岐阜県知事殿

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

受 領 書

公用令書（ 年 月 日付保管第 号）を受領しました。

(その2)

収 容	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

災害救助法第9条の規定により、次のとおり物資を収用する。

年 月 日

岐阜県知事 氏名 (印)

収用物資			引渡時期
種類	数量	所在場所	

(教示)

- この処分に不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

.....切.....取.....線.....

年 月 日

岐阜県知事殿

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

受 領 書

公用令書（ 年 月 日付収用第 号）を受領しました。

(その3)

管 理 第 号

公 用 令 書

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

災害救助法第9条の規定により、次のとおり施設を管理する。

年 月 日

岐阜県知事 氏名

印

管理施設			管理範囲	管理期間
名称	種類	所在場所		

(教示)

- この処分に不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

.....切.....取.....線.....

年 月 日

岐阜県知事殿

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

受 領 書

公用令書（ 年 月 日付管理第 号）を受領しました。

(その4)

使用(土地、家 屋、物資)	第 号
------------------	-----

公 用 令 書

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

災害救助法第9条の規定により、次のとおり土地、家屋及び物資を使用する。

年 月 日

岐阜県知事 氏名

印

区分	種類	数量	所在	場所	使用範囲	試用期間	引渡時期
土地							
家屋							
物資							

(教示)

- この処分に不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

.....切.....取.....線.....

年 月 日

岐阜県知事殿

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

受 領 書

公用令書（ 年 月 日付使用(土地、家
屋、物資)第 号）を受領しました。

第4号様式(第4条関係)

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

災害救助法第9条の規定による 年 月 日付第 号の公用令書を、次のとおり変更したの
で、同法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

岐阜県知事 氏名

印

保管物資		保管場所	保管期間
種類	数量		

(この表は、物資の保管の場合のものであつて、物資の収用、施設の管理、土地家屋等の使用の場合のものはそれぞれの公用令書の表の例による。)

(教示)

- この処分に不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提訴することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

.....切.....取.....線.....

年 月 日

岐阜県知事殿

住所
氏名

(法人その他の団体について
は、その名称及び代表者氏名)

受 領 書

公用変更令書(年 月 日付第 号)を受領しました。

5号様式(第4条関係)

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

年 月 日付第 号の公用令書にかかる保管(収用・管理使用)は、その必要がなくなっ
たのでこれを取り消す。

年 月 日

岐阜県知事 氏名

印

.....切.....取.....線.....

年 月 日

岐阜県知事殿

住所
氏名

(法人その他の団体について
は、その名称及び代表者氏名)

受 領 書

公用取消令書(年 月 日付第 号)を受領しました。

6号様式(第4条関係)

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

区分	種類	数量	所在の 場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備考(変更理由) (その他)
公用令 書の 内容								
変更事 項及び その理 由								
取消理 由								
損失補 償欄	種類	請求額		請求者	補償額	補償年月日		備考

第7号様式(第5条関係)

年 月 日

引渡しを受けた職員
岐 阜 県 職 員

氏名

印

立会人
物資所有者（占有者）

氏名

印

受 領 調 書

災害救助法第9条の規定により収用（使用）する物資を次のとおり受領した。

- 1 受領者 岐阜県知事
- 2 受領物資の種類及び数量
- 3 受領年月日
- 4 受領場所
- 5 その他必要と認める事項

第8号様式(第6条関係)

年 月 日
岐阜県知事殿

住所
氏名



損 失 補 償 請 求 書

請求額 金 円

ただし 年 月 日付第 号の公用令書にかかるもの（損失補償額算出明細書及び受領調
書写別紙のとおり）

上記金額を次の理由により請求します。

請 求 理 由

第9号様式(第7条関係)
様式(第7条関係)

公用変更令書 発付番号	第 号
----------------	-----

公 用 令 書

住所
職業
氏名

(法人その他の団体について
はその名称及び代表者氏名)

災害救助法第7条の規定により、次のとおり救助業務に従事することを命じる。

従 事 す べ き 救 助 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
出 頭 す べ き 日 時 及 び 場 所	

(法人その他の団体については従事すべき業務の計画その他必要と認める事項を記載すること。)

年 月 日

岐阜県知事 氏名

印

.....切.....取.....線.....

年 月 日 時 分

岐阜県知事殿

住所
氏名

(法人その他の団体について
は、その名称及び代表者氏名)

受 領 書

公用変更令書(年 月 日付第 号)を受領しました。

(裏 面)

令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書の交付を受けた者は、この令書を携行して指定の日時及び場所に出頭すること。
- 2 この令書の交付を受けた者は、傷病疾病等により指定の日時に出席し難い場合には医師診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え知事に遅滞なく届け出ること。
- 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書を添え知事に遅滞なく届け出ること。
- 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前払を受けなければ出席することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し立替払を請求することができる。
- 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6か月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第10号様式(第7条関係)

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

（法人その他の団体について
はその名称及び事業の種類）

年 月 日付第 号の公用令書にかかる従事命令は、その必要がなくなったのでこれを取り消す。

年 月 日

岐阜県知事 氏名

印

.....切.....取.....線.....

年 月 日

岐阜県知事殿

住所
氏名

（法人その他の団体について
はその名称及び代表者氏名）

受 領 書

公用取消令書（ 年 月 日付第 号）を受領しました。

第11号様式(第7条関係)

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 年 月 日	年 月 日

救 助 従 事 者 台 帳

住所
職業
氏名

年 月 日生

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
公用令書 取消理由	
負傷、疾病又は死亡 の日時	
負傷、疾病又は死亡 の原因	
傷病名、傷病の種類及 び身体の状況	
備 考	

負傷、疾病又は死亡 した者の主な親族の 状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

扶 助 金 支 給 欄	扶助金の種類			

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所

職 業

氏 名

(法人その他の団体について
はその名称及び代表者氏名)

実 費 弁 償 請 求 書

1 請求額 金 円

ただし、 年 月 日付第 号の公用令書にかかるもの（明細書別紙のとおり）

上記金額を次の理由により請求します。

1 従事した業務

2 従事した期間

3 従事した場所

第13号様式(第10条関係)

№1 (表)

立 入 検 査 証

№2 (表)

災害救助法第10条の条文を挿入すること。

№1 (裏)

第 号
所属長
職 名 氏 名
災害救助法第10条の規定による立入検査をするものであることを証する。
年 月 日
岐阜県知事氏名 印

№2 (裏)

注意
1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票は、 年 月 日まで有効とする。
3 この証票は、有効期間が経過し、又は不要になったときは、速やかに返還しなければならない。

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所
氏 名

災害救助法による
療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切
扶助金支給申請書

災害救助法第12条の規定により扶助金を支給されたく別添書類を添えて申請します。

負傷、疾病又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷、疾病又は死亡の日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
公用令書発付年月日及び番号					
負傷、疾病又は死亡した者の主たる親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

第 号
年 月 日

市（町村）長 様

岐阜県知事 御

災害救助法による救助に関する事務の一部
を市町村長が行うこととすることについて

年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助
を実施するに当たり、災害救助法第13条第1項の規定により、下記1の救助に関する事
務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

記

- 1 事務の内容
- 2 期間

第 号
年 月 日

岐阜県知事殿

市町村長 印

請 求 書

金 円

ただし、 による災害救助実施に要した費用の繰替金

- 添付書類 { 1 救助の実施に要した費用の算出内訳書
2 救助実施状況書

上記のとおり請求します。

第17号様式(第13条関係)

災害救助費算出内訳書

種 目 別 区 分				市町村繰替支弁額			市町村名		
				算定基準による算定額					
				員数	単価	金額	員数	単価	金額
Ⅰ 救助業務に要した経費					円	円		円	円
1 救助費									
(1)	避難所設置費	避難所		延人			延人		
		福祉避難所		延人			延人		
		ホテル・旅館など		延人			延人		
		計		延人			延人		
(2)	応急仮設住宅設置費	施設型応急住宅		戸			戸		
		貸与型応急住宅		戸			戸		
		計		戸			戸		
(3) 炊き出しその他による商品の給与費				延人			延人		
(4) 飲料水の供給費				延人			延人		
(5)	被服道具その他生活必需品給付費(第12条)等費	全壊(壊)流出		世帯			世帯		
		半壊(壊)・床上浸水		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(6)	医療及び助産費	医療		延人			延人		
		助産		延人			延人		
		計		延人			延人		
(7) 被災者の救出費				人			人		
(8) 被災した住宅の応急修繕費				世帯			世帯		
(9) 生業に必要な資金の貸与費				世帯			世帯		
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
		中学校生徒	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
		高等学校等生徒	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
計		人			人				
(11)	埋葬費	大	人	体			体		
		小	人	体			体		
		計	体			体			
(12) 死体の搬送費				体			体		
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			体		
		一時保存		体			体		
		焼炭		体			体		
		計		体			体		
(14) 障害物の除去費				世帯			世帯		
(15) 輸 送 費									
(16) 資金増員等増上費									
2 法第19条の補償									
Ⅱ 救助事務に要した経費									
(合 計)									

備考 1 「炊き出しその他による商品の給与費」の項「員数」の欄は、延給食数を3で除して得た数を記入すること。
 2 「医療及び助産」の項は、日赤救護度を除いた救護度にかかる経費を記入すること。
 3 「算定基準による算定額」の欄は、救助の種目別区分ごとに第4条の規定により別表第1に規定する救助基準額と市町村繰替支弁額とを比較して少ない方の額を記入すること。